

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限後における本市の同和行政の在り方について、総点検を行い、必要な改革及び見直しを行うため、京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、及び検討する。

- (1) 自立促進援助金制度の検証及び今後の方針の策定に関する事項
- (2) コミュニティセンターの在り方に関する事項
- (3) 改良住宅の在り方に関する事項
- (4) その他、同和行政終結後の行政の在り方について、点検及び今後の方針の策定を要する事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 外部委員 学識経験のある者などから市長が委嘱する者
- (2) 内部委員 京都市役所に勤務する職員で市長が認める者

2 委員会は、所期の目的を達成した時点で解散する。

(専門委員)

第4条 委員会に、第2条各号に掲げる事項に関し、特別に審議し、又は検討する必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、特別の審議又は検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議の出席を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、第2条各号に掲げる事項に関し、特別に審議し、又は検討する必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長が指名する委員又は専門委員をもって組織する。

(会議の公開)

第8条 会議及び専門委員会の会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、文化市民局において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月26日から施行する。